

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年11月29日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 コメリパワー栗東店 栗東市上鉤字西八反田128番ほか10筆、栗東市下鉤字栗林41番1ほか25筆
- 2 意見の概要 栗東市からの意見
  - (1) 荷さばき作業、廃棄物収集作業等については、早朝および夜間に行わず、作業に係る騒音について特段の配慮をすること。また、公害防止、苦情対応等については自己の責任と負担において、必要な措置を講じること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
栗東市環境経済部商工観光課 栗東市安養寺一丁目13番33号  
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号  
守山市都市活性化局商工観光課 守山市吉身二丁目5番22号
  - (2) 縦覧期間 令和元年11月29日から令和元年12月30日まで